資格が必要な業務(免許・技能講習)一覧表

令20条 号 別	就	業制限の業務 安法 61条 安令 20条	就業が認められる資格 (安則41条 別表3)	特別教育業務 安法 59条 安則 36条	備考
1	発 破 業 務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は残薬の点検及び 処理の業務	・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免許 ・保安技術職員国家試験 甲、乙、丁上級保安技 甲、乙発破係員 甲、丁坑外保安 甲、乙、丁坑內保安	9A30 309K	
2	揚貨装置運転	制限荷重5トン以上の運転の業務(船用デリック、クレーン)	・揚貨装置運転免許	・5トン未満	
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱 (令1条4号の小型除く。) 次 の	・ボイラー技士免許(特、1、2級)・ボイラー技士免許(特、1、2級)・ボイラー取扱技能講習	・小型ボイラー	・伝熱面積の合計 500㎡以上 特級 25~500㎡未満 1級以上 等作業主任者留意 ・①〜④定義は令6条 16号イ〜ニ 伝熱面積の計算方式 に留意
4	ボイラー・第一 種圧力容器溶接 (ボ則9、55)	溶接の業務 (小型ボイラー、小型圧力容器を除く。) ボ則9条、55	・特別ボイラー溶接士免許 ・特別ボイラー溶接士免許 ・普通ボイラー溶接士免許		
5	ボイラー・第一 種圧力容器整備 (ボ則35、70)	② 第一種圧力容器(小型圧力容器若しくは令1条5号のイに 該当するもののうち内容積5㎡以下のもの又はロ〜ニに該当 するもののうち内容積1㎡以下のものを除く。)	・ボイラー整備士免許		
6	クレーン運転 (ク則22)	つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務 つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務(床上運転式) つり上げ荷重が5トン以上で、床上操作により荷とともに運転 者が移動する方式(こ線テルハは除く。)	・クレーン・デリック運転士免許・クレーン・デリック運転士免許 (限定)・床上操作式クレーン運転技能講習	・5トン未満	
7	移動式クレーン	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務	・移動式クレーン運転士免許	・1トン未満	
	(ク則 68) デリック	つり上げ荷重1トン以上5トン未満の運転の業務	・小型移動式クレーン運転技能講習		
8	(ク則108条) 潜水業務	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務 潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送	・クレーン・デリック運転士免許	・ 5トン未満・潜水作業者への送	
9	(高圧則12条)	気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	・潜水士免許	気・調節等の業務	
10	溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業 務	・ガス溶接作業主任者免許・ガス溶接技能講習		
11	フォークリフト	最大荷重1トン以上の運転の業務 (道路走行は道交法適用)	・フォークリフト運転技能講習 ・他 職訓有	1トン未満	
12	建設機械	機体重量3トン以上の運転の業務(道路走行は道交法適用) ・別表7の1号(整地、運搬、積込用機械) ①ブル・ドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ずり積機 ⑤スクレーバー ⑥スクレープ・ドーザー ・別表7の2号(掘削用機械) ①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー	 車両系建設機械運転技能講習 (整地、運搬、積込、掘削用) その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等あり 	・3トン未満	53.1.1前の規則による講習修 了者には新安規第81条によ り、修了者とみなされる
		・別表7の3号(基礎工事用機械) (機体重量3トン以上) ①くい打機②くい抜機③アース・ドリル④リバース・サーキュレーション・ドリル⑤せん孔機⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレーン・マシン ・別表7の6号(解休用機械)(機休重量3トン以上)	・車両系建設機械運転技能講習 (基礎工事用) ・その他上欄同じ ・車両조建設機械運転扶能誘翌(解休田)	・3トン未満・自走できないもの・自走できるものの作業装置の操作	
		 ・別表7の6号(解体用機械) (機体重量3トン以上) ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機 ※②〜④までは、平成25年7月1日〜適用 	・車両系建設機械運転技能講習(解体用)・車両系建設機械(解体用)運転技能 特例講習・その他上欄に同じ	・3トン未満	25.6.30以前に開始された技 能講習は①のみ
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1トン以上の運転の業務 (道路走行は道交法適用)	・ショベルローダー等運転技能講習・他 職訓等有	・1トン未満	
14	不整地運搬車	最大積載量が1トン以上の運転の業務	· 不整地運搬車運転技能講習	・1トン未満	
15	高所作業車	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務	・高所作業車運転技能講習	・10メートル未満	
16	玉掛け	1トン以上の揚貨装置・つり上げ荷重1トン以上のクレーン、 移動式クレーン、デリックの玉掛け業務	・ 玉掛け技能講習(注) 揚貨、クレーン、移動式クレーン、デリック運転士免許・ その他職訓あり	・1トン未満	(注) 53.10.1 以降の資格者は認めら れない